第5回 杉並区における外環の地上部街路に関する話し合いの会 議事録

> 平成 24 年 10 月 11 日 19:00~21:00 あんさんぶる荻窪 4 階第 1 教室 構成員出席者 17 名

事務局: お待たせいたしました。ただ今から、杉並区における外環の地上部街路に関する 話し合いの会を開会いたします。

本日は、夜分お忙しい中ご出席くださいまして、ありがとうございます。事務局を担当いたします、私、東京都都市整備局外かく環状道路担当です。よろしくお願いいたします。

初めに、注意事項を説明いたします。携帯電話はマナーモードにするか、電源を お切りくださいますようお願いいたします。

会議中は進行の妨げになりますので、私語や拍手をご遠慮いただきますよう、お 願いいたします。

また、会議中の撮影についてもご遠慮ください。

報道関係のカメラ撮影につきましては、この後の資料確認が終わるまでとさせて いただきます。

本日の話し合いの会は、議事録を作成するために録音を行っております。マイクを使わないで発言された場合、録音できない可能性がございます。発言を行う際は挙手をして、司会者から指名の後、マイクを使って発言してくださいますよう、よろしくお願いいたします。

なお、発言の際には、ご着席のままお話ください。

本日の終了予定時刻は午後 9 時を予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

また、町会などの構成員の交代がございましたので、ご報告させていただきます。 善福寺町会から構成員A様です。

構成員A: 構成員Aでございます。よろしくお願いいたします。

事務局: 井荻自治会から構成員B様です。

構成員B: 構成員Bでございます。よろしくお願いします。

事務局: 本日よりご参加いただいております。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日使用する予定の資料ですが、先日、事前に郵送しておりますが、本日の次第、資料の5-1から資料の5-9、第4回目の資料の、資料4-4、4-5-3、4-6-3、参考資料と参考資料の1と2となっております。

また、傍聴の方の配布資料ですけれども、資料 5-7「杉並地域に関する現状の課題データ集(改訂版)」とございましたが、本日はこの議題については触れません

ので、配布されておりません。訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

もし不足している資料がございましたら、すいません、お近くの担当にお知らせください。

よろしいでしょうか。あと 1 点、すいません。5 月から 10 月までの間、節電および地球温暖化防止の一環としまして、軽装により執務を行っております。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認が終わりましたので、報道関係のカメラ撮影はここで終了 とさせていただきます。

ここで、東京都より、説明と報告がございますので、よろしくお願いいたします。 都: 皆さん、どうもこんばんは。本日はお忙しい中、杉並区における地上部街路に関 する話し合いの会にご参加いただきまして、誠にありがとうございます。冒頭で 4 点、お知らせ・ご報告をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますが、外環本線の着工式についてでございます。地域の皆様および関係者などのご協力により、外環本線は本格的に工事着手の運びとなり、 先日、9月5日に、世田谷区大蔵の東名ジャンクション予定地で、外環本線の着工式を執り行いました。当日は、国土交通大臣、あるいは石原知事、約200人が出席いたしました。この場をお借りしまして、ご報告申し上げます。

続きまして2点目は、外郭環状線の2、大泉ジャンクション地域の事業着手でございます。地上部街路のうち、外環本線の大泉ジャンクションに接する約1キロメートルの区間につきましては、今、スクリーンに映し出してございますが、ちょうど一番北側の部分でございます。目白通りから約1キロメートル、この部分でございます。大泉ジャンクションを整備することにより、土支田通りと井草通りの二つの都道がその機能を失うため、当該都道の機能確保などを図る必要がございます。赤いところに緑で重なっている部分がちょうど、土支田通りという都道であったり、井草通りという都道でございます。

また、当該地域では、外環本線と外環の2との都市計画線が錯綜しているため……。ちょうど、外環本線と外環の2の都市計画線が2本、二重に入っているような状況でございます。多くの権利者が二つの計画にまたがっておりまして、関係権利者の生活再建を図る必要がございます。このため、外環本線事業に併せて、この区間について事業化することといたしました。事業化に際しましては、平成24年3月25日、26日の2日間、地元において事業概要説明会を開催し、事業化の理由や事業スケジュールなどについて説明を行い、9月27日をもって、事業認可が告示されました。

杉並地域を含む、東八道路に至るその他の約8キロメートル区間につきましては、 引き続き検討のプロセスに基づき、この杉並区における話し合いの会などを継続し、 広く意見を聞きながら検討を進め、都市計画に関する都の方針を取りまとめてまい りたいと考えてございます。 3点目に、参考資料1として、構成員からご意見が出されておりますが、PI委員とより、諸般の事情から代理を立てたいという申請がございました。PI委員におきましては、外環本線 PI会議などにおける経験と知識をこの会に活かしてもらうため、設置要綱に特に位置付け、参加していただいているところでございます。このため、個人に委嘱したものでございます。

この申し出をお受けしましてから検討した結果、都としては公平性が保てないといった理由などから、今回は、この申請についてお断りいたしました。すでに、その PI 委員ほか、関係者には理由を説明し、ご了解をいただいているところでございます。

4点目に、話し合いの会の開催日時についてございます、この会につきましては、 構成員の方からのご要望もあり、あらかじめ構成員の方々の予定を伺い、会場の都 合と照らし合わせて、なるべく多くの方に参加していただけるよう開催日を設定し てまいりました。今回、一部の構成員の方から、都合の悪い日に開催するのであれ ば、あらかじめ連絡をもらえれば、できる限り参加できるよう日程を調整するので、 日程が決まったらすぐに連絡がほしいという申し出がございました。このため、開 催予定日に都合の悪い構成員の方に対しては、できるだけ早く、日程について、今 後、お知らせさせていただきたいと考えてございますので、よろしくお願いいたし ます。

また、昨年度も一部の方からご意見が出ておりましたが、これから寒い季節になることもあり、開催日時について、昼間の時間を含めて調整させていただきたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この話し合いの会は、各構成員から広く意見を聞くとともに、地上部街路に関して自由に意見交換を行う場としております。会の中で、言い争いなどはこの会の趣旨ではないため、たとえ考え方が違っていても、各構成員のそれぞれの意見を尊重してご発言いただきたいと考えております。今後とも、話し合いの会が円滑に進めることができますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

どうもありがとうございます。

事務局: それでは、ここから議事の進行は、司会者にお願いしたいと思います。お願いい たします。

司会: 構成員Dさんもまとめていただいていますけれども、ちゃんと司会者は仕切れというご意見が多くて。すいません。反省しておりますので、何卒ご協力いただきながら、円滑に進めていきたいと思います。

それでは、本日の次第の説明をまず……。

構成員C: すいません、今の東京都の報告事項の一つについて、ちょっと確認したいんですけれども。

司会: では、構成員Cさん。

構成員C: さくら町会の構成員Cです。今、4点ほどお話があった中で2点目。外環の2、 大泉周辺の約1キロについて、事業認可が下りて着工するんだという話がありまし た。これは全く許せないと思っているんです。お話では、「いや、それは北のほうの一部だから関係ないんだ」と。「残り 8 キロは大丈夫だ」と、こういうお話だったんですけれども、都市計画道路というのは起点と終点があって、いわゆる 9 キロは一体のものだと思うんですね。ですから大泉で鍬入れがあって、着工式があったということですから、杉並の善福寺 2 丁目の、わが家も外環の 2 の道路に引っ掛かっているので鍬入れがあったんだと、同じように思っているんですね。

それで、今、パワーポイントの地図を見せてもらったんですけれども、あの地図だと、普段見慣れてないので全体の位置関係が分かんなくて。東京都さんと国交省さんが作った地図がここにあるんですね。これでちょっと、質問させてもらいたいんですけれども。

すいません。これは国交省さんと東京都さんが作った地図なんですけれども、これでちょっと……。

司会: はい。ちょっと待ってください。事務局からちょっと。

事務局: 構成員Cさん、すいません。本日、次第を事前に配布させていただいて、構成員 の方にも、了解というか確認いただいておりますので、次第に沿って進行したいと 思っておりますので、ご質問のほうは、後ほどという形でお願いしたいんですけれ ども。

構成員B: 関連、関連。司会者、関連質問。

司会: では、構成員Bさん。はい。

構成員B: 構成員Bです。今、報告事項ということで報告されて、それは全然置いておいて 次第を進めていくんですか。事務局には発言権はないと思うんです。これは、構成 員が自由に話し合う会だから、構成員の発言は許されるけれども、事務局はこの会 に対して参考資料を作ったり、席を作ったり、議事録を作ったりすることでしょう。 これは構成員が自由にしゃべれる話なんだから。今のように、事務局が出張ってく るのはまずいと思います。

司会: 構成員である、東京都さんですね。はい。

都: 事務局につきましては、会の進行であるとか、こういった本当に事務的な作業をさせていただいておりまして、次第等について事前に皆様と確認の上、やらせていただいております。そういった関係から、事務局にも、私どもは発言権があるというふうに考えております。

司会: では、構成員Cさん。

構成員C: さっき述べたとおりなんですけれども、とにかく私が、おかしいと思うのは、この会は外環の2をどういうものにしようかと、もう何回もかけてやっていますね。ところが、一方で、そういうことを無視した格好で着工が始まっちゃうというのは、全く許せないと思うんですよ。ですから、これはぜひ、今の図では、位置関係が分かり難いので、また恐らく初めてそんな話を聞いたという人もおられると思うんで。ちょっと私も、国交省さんと東京都さんが作った地図を用いて質問させて下さい。今の示された地図だと、いわゆる、東西南北だか全体の位置関係が全然つかめな

いので、ちょっとこちらの地図を見ながら、都に確認したいことがあるんです。どうして、外環の2という冠を付けた道路を着手しなければならなかったのがという説明が……。ですから、これは、都に、申し訳ない。こちらの地図で、これを見ながら説明していただけませんか。口だけではなくて。

司会: はい、では東京都さん。

都: 構成員Cさん、申し訳ございませんけれども、やはり会議にはルールがございま すので、こういった話をするにしても、きちんと、まずは司会や議論を踏まえてや っていただければと思います。

司会: はい、では構成員Dさん。

構成員D: この話し合いの会での発言権は、構成員という形で認められているんです。事務 局という形では認められてないんです。ところが、おたくは都の立場とか事務局の 立場という形でぺらぺら。最終的に何を言っているかといえば、建設推進の説明会 なんですよ、実態が。

ですから、私は司会者に伺いたいんですけれども、検討のプロセスという形でこの話し合いの会は進めなければならないって、ある程度の大枠があるわけなんです。 現在は、検討のプロセスの何段階ですか、これ。まだ資料もまともに出してないわけですよ。特に、廃止の場合の資料とか代替案に関する資料、これは全く出てないわけです。

構成員B: もう一言言わせてくださいよ。もう一言。

司会: はい、では構成員Bさん。

構成員B: 式次第にのっとって次第を進めていきたいという発言がありましたけれども、今、 都が説明することというのは前、分かっていたことでしょう。今、急に決めたので はないでしょう。それと、一番先の閉会の辞の時に、都からこの4カ月間の報告事 項というのを入れておけばいいだけの話ではないですか。それを入れておかないで。 それは事務局のミスですよ。

それで、今言いたいのは、結局ここで話し合いの会をずっとやっていて、特に杉並区は今、部長もいらしているから申し上げますけれども、第1回のときに前任の部長が、特に杉並区においては区長を始め、外環の2に関しては、必要性の有無から討議していってもらいたいと発言をしているんですよね。それで、我々が今、一生懸命必要性の有無、都はどういう考え、ほかのあれかも知れないけれども、いろいろ話をし合っている最中に、抜き打ちに工事着工ですか。それは、この話し合いの会を、僕は侮辱しているというか、背信行為だと思うんですね。皆さん、怒りたくありません? 都の言うことは正しい、正しいでいいんですか。せっかく、今は話し合いの会をやっているのに。

都: 私、ご指名があったもんですから。

司会: はい、では東京都さん。

都: 報告が遅れて、大変申し訳なかったなというふうに考えております。ただ、この 報告につきましては認可申請を行い、認可をしっかり受けてからご報告するべきだ と、東京都としては判断しておりまして、本日に至ったということでございます。 それは、大変申し訳なかった。

構成員Cさんと、まだこれから、いろいろと事業認可についてご質問されたいということだと私は理解しておりますが、これについて、冒頭にやるんではなくて、最後に時間をしっかり取ります。その時にやっていただくということでご理解いただきたいと。

司会: はい。では、構成員Cさん。

構成員C: いつもその手に乗って、最後、時間切れで終わりなんです。いや、これはとにかく、次第にあるようなことをやるよりも、この会の存続に関わることなんですよ。 大体、こういう会をやっておいて着工なんていうのも全く許されないんで、それなりの事情が東京都にあったと思うんですよ。それの説明をよく聞きたいんです。

ですから、都は二つの理由を挙げましたね。それで、これは東京都と国交省で作った地図なんです。ここに大泉ジャンクションがあって、全体がよく分かります。国交省作成の外環概念図という図をもとにしたものです。ここに土支田通り、ここに井草通りがあります。これらの通りが途中で切れちゃって、非常に不便になるから外環の2をやるんだというのですね。

それから、もう一つは生活再建のためだというんですね。両方の計画地域にまたがっている人がいるというんですね。ところが、この赤い線と青い線で、外環の2と本線の計画区域が示されています。ところが、面積で95%というんですか、それは本線のエリアになっているんですね。それで、計算すると大体5%なんですけれども、良く見ると部分的にちょっと、外環の2がはみ出ているところがあるんです。それで、我々から見ると、95%を占める本線の区域の中で、その道路の問題なんか、どう切り回すのかって、対応の方針でばっちり書いてあるんですよ。外環の2をあてにしていますなんて書いていません。

そういうことだとか、その債権者も、いわゆる赤線の枠が実は外環本線の枠なんですけれども、まずはそこの人が対象ですよね、これは。買収されるんですから。ですけど、部分的にちょっとですけれども、大泉街道のところは、14メートルほど広がるところがあるんですね、本線エリアから離れて外環の2が出っ張っている。そこをちょっと数えましたら、14軒の家が本線には当たらないで、外環の2には当たる家が存在するのです。そういうことがあるんです。

そうすると、何かさっきの説明だと、またがる人がどうのこうのとごまかされちゃったんですけれども、結局、本線に掛かる人にまず、対応すればいいことであって、外環の2は、あくまでも外環の2が決定したときにアクションを取ればいい話で、なんで今の時点で外環の2という冠を付けた工事をやらなければいけないのか、全く納得いかないです。

しかも、都はこの会を、ずっと、1年もかけてやっているわけでしょう。そういうのをご存じのはずなんで、東京都の中でも、「いや、ちょっとそれは困るよ」と、そういうふうに多分、言ってくれたと思うんです。そういう中での着工なんで、こ

れはみんなに説明してほしいと思います。よく理解できません。

何か、私の持参した地図を壁に貼ることを認めてくれてないようですけれども、 この図で説明して下さい。

司会: はい。議論化しているので、ちょっと待ちましょう。

構成員C: ぜひ、これは納得いく説明をしてください、先に。

司会: はい、分かりました。それでは……。

構成員E: 司会者、ちょっと聞きたいことがあるんです。聞きたいことが、今のことで。

司会: はい、では構成員Eさん。

構成員E: 今の場所は練馬区ですか。

都: 練馬区です。

構成員E: そうすると、杉並区の地上部街路に関する話し合いの会からは外れているんです

か、とりあえず。だけど、練馬区のこういう会議もあるんでしょう。

都: 練馬区の会議は……。

構成員E: 練馬区の会議では、今のは賛成したんですか、皆さんは。了解を求めて話し合い

をして、練馬区の人は「どうぞやってください」と言ったんですか。だって、それ、 僕たちの範囲ではないけれども、当然同じことをやっているんだから、その辺の状

況を入れてくれないと分からないよ。

司会: 分かりました。ちょっと議論になっているので。

構成員E: 議論になんかなってないよ。

司会: すいません。ちょっと話し合いになっていますので。それでは、一般的に議論を

始めるに当たって、議事録の確認はやらないと、まずは。その後にやりましょう。

都: 司会者、ちょっとよろしいでしょうか。私ども、議事録というか、そういうこと

ではなくて、式次第を事前に予告し、配布している手前もありますので、皆さんのほうで、この議論について先にやるということに関して問題ないと、異論はないということであれば始めたいと思います。反対される方、おられますか?次第のとおり進めてほしいという方。なければこの議題を先にやって、その後に議事録の確認等をやって、次第を進めていきたいと思いますので、ご協力、よろしくお願いしま

す。

構成員B: そういうのは普通、司会者が言うんだよ。

司会: いや、私は議事録などを、先ずは確認するのが会議の初めだと思ったので、それ

だけしたかったんですけれども。

構成員B: 議事録を作るのは事務局だって。まとめればいいんだって。

都: 構成員Bさん、これはやりましょう。

構成員B: 私、怒っているんです。

都: 時間もあれなんで。

司会: では、あらためて私のほうから確認します。議事録の確認を最初にやったほうが

いいという方、いらっしゃいますか。では、今の練馬の話をやった方がいい方。(構

成員のほとんどは本案に賛成を示す。)では、最初に10分程度、やりましょう。

都: ご質問をいただいている件が結構ありますので、それにまず、答えていきましょう。構成員Cさんからもご質問いただいていますし、構成員Dさんからもご質問いただいていますし、構成員Eさんからもいただいている。大変恐縮なんですが、一応メモは取っておるんですけれども、再度、もう一度、簡潔にご質問いただければ非常に助かりますので、よろしくお願いします。

構成員C: 私のは簡単なんですよ。私の質問は、今日はこのことで手を挙げたい人がいっぱいおられるでしょうから、ちょっと一つだけ質問します。なんで、外環の2という名前を付けたタイトルの道路を着工せねばならないのか、理由が全然見当たらないんです。

都の話だと、要は、ここに土支田通りというのがこうあって、それから、ここに 井草通りがあると。これらは本線エリアの中に入っているわけですね。ですから、 それは外環の2が、この図でいうとここ大泉街道のところだけちょこっとはみ出て いるんです。ほとんど、この赤の線は、外環の本線のエリアです。その中に完全に 入り込んでいるんだから、この道路のことで、何だかんだで外環の2。外環の2と は、ここだけはみ出ている格好なんですね。ですから、外環の2を、これを工事や るんだなんていうことは関係なく、本線の工事の中で、これはこの通りの処理はで きる。

だから、対応の方針をよく読んでください。これで道路を切り回しますとか何かは、外環の2でお世話にならないで国で全部やりますと国交省さんも書いていますよね。どうですか。それはそう書いてあります。

それから、もう一つが、いわゆる生活再建の問題です。さっきの話だと赤枠、本線の中に家を持っていて、しかも青線、外環の2にまたがる家があるというんですね。一体それ、何戸あるんですか。私がカウントしたところでは、本線に掛かってなくて、外環の2にかかる家は14戸当たるんですね。14戸ね。実際、正確な数はご存じだと思うんですけれども。要するに、本線の工事としてやれば、そこの家の救済ができるわけですよ、まだ外環の2が決まってないんだから。ところが、外環の2と、いわゆるいろんな事務手続き上、一緒にやったほうが便利だ、楽だというのは分かりますよ。だけど、事業そのものが全然、まだ認められてないでしょう。そんなのを勝手に、早くやればいろんな意味で助かるからというんで早くやるというのは、そんなのは、全く許されないですよ。

ですから、私の質問はその二つの問題。一つは道路上の問題、それからもう一つは生活再建。この理由から、外環の2は着工すべきだと決まったんだという理由を、この地図の上で説明してください。この図面を4倍に拡大すると右側の図で、ここだけ(大泉街道のところだけ)、ちょっと外環の2がはみ出ている格好なんです。ですから、外環の2を、とにかくこのタイミングでやらなければいけないという理由は何にもないと思うんです。答えてください。

それから、これは着工のスケジュールがこの図面の中に出ているんです。外環の2と外環本線と、両方出ています。ですから、外環の2についていうと、今から26

年までに事業認可を取得することになっており、27年度から32年までかけて外環の2を着工することになっていますというスケジュールが出ているんですね。都さん、回答をお願いします。

司会: はい、では東京都さん。

都:

あくまでも、大泉ジャンクション地域では、インターチェンジやランプの整備のために用地買収が必要であります。その中で、外環の整備に伴い、計画線内の中にある土支田通りと井草通りの機能が失われるため、その機能を確保する必要があるということと、もう1点は外環と外環の2の両方にまたがる権利者の円滑な生活の再建のために、一体的な用地買収が必要だということを考えて事業化をしております。

司会: はい、では構成員Cさん。

構成員C: 今のでは、全然答えになってないんですよ。それで、なんで外環の2が関わらないと、この道路の分断の解消ができないのかっていうことを説明してほしい。外環の2が関係しているのはここ(大泉街道のところ)だけなんですよ。これは本線のエリアの中でできる作業なんですよ。

それから、両方にまたがるというのは何戸ぐらいあると思っています? この大型図面は、縮尺 1,250 分の 1 ですから、住宅地図より詳しく出ているんですね。家が 1 戸 1 戸はっきりみえるので、完全にカウントできるんですよ。そういうことから見ると、外環の 2 を今スタートしなければ、今の二つの理由をカバーするなんていうのは、全然成り立たない。全く理由がないと思います。

司会: では、東京都さんにお答えいただいて。

都: 戸数ですけれども、外環の2に掛かる棟数が約90棟。外環の2のみに掛かる棟数は約50棟。外環の2と外環本線にまたがる棟数が、約40棟ということで考えております。

構成員C: 全然おかしいよね。私、この地図を見てカウントしたんです。家の形からね。

都: はい、ちょっといいですか。私のほうで答えますので。

司会: はい。では、東京都さん。

都: 構成員Cさんのほうで、図面から拾っていただいた棟数でございますけれども、 私ども、事業化をするに当たり、東京都のほうで正確に件数というのは数えており ますので、外環の2に掛かる件数としては、約90棟ということは、間違いない数 字だとご理解いただきたいと思います。

あと機能補償道路ということで、外環本線の中ですべてが完結するだろうというようなお話をされていましたが、この区間につきましては、大泉ジャンクション、あるいはインターチェンジ、それと地先の出入りのための道路。それも安全で快適な歩行者空間や、自転車道も造るように、しっかり造っていく責任というのは、都道管理者として、東京都にはございます。そういった意味で、この外環の2まで含んだエリアで整備が必要ということでございます。とても本線エリアの中だけでは、それは完結できないというふうに、私どもは計画してございますので、よろしくお

願いいたします。

構成員B: はい、関連。

司会: はい。では、構成員Bさん。

構成員B: 都の説明と、若干関わりますけれども、国にもちょっと質問があるんですが、外環道の対応の方針というのは、都と国と連名で出していますよね。それは守るべき

ものなんですよね。どうですか。一言ずつ、イエスかノーか。対応の方針は、都も国も、できるだけ守ろうと努力すると。守れないこともあるかもしれないけれども。

それで、次です。都も国も、担当が変わりましたけれども、対応の方針はお読みになっていますか。イエスかノーかで結構なんですが。大事なんですよ。イエスかノーかだけでいいです。

司会: はい。では、東京都さん。

構成員B: イエスかノーかで言ってください。まだ続いているんだから。

都: ご質問は、1回ずつでお願いします。

構成員B: いやいや、そうではなくて、聞いているんであれば。いや、聞いてないと言われ

ると困るんで言うんですが。

都: 構成員Bさん、私、事務局としてちょっと……。

構成員B: 事務局は発言権ないって。

都: 事務局が発言しちゃいけないということは、この会で別に決めてないものですか

ら。

構成員B: あなた、構成員だから発言できるんだって。

都: 構成員である立場と、事務局の立場もございますので、質問をいただいたらこち

らで質問に対して応えますので、1回1回やらせてください。お願いします。

構成員B: はい、では1回って、これが最終なんですけれども、外環道の対応の方針の中で、

練馬区に関しては、411ページ、413ページ、418ページ、それからもう1ページ あったな。この大泉ジャンクションに関しては、国は責任を持って取り付け道路を 処理するって、国は答えているんですよ。国は答えているのに、なんで都が出張っ

てやるんですか。

何もそういう、都が出る必要はないんです。国は、対応の方針でこういうことを 心配なんだ、こういうことが心配なんだということで、大泉地区の人から出た時に、 これは国が責任を持ってやるからご安心くださいって答えているやつを、国は頼ん だんですか、都にやってくれって。それで今、都が言ったように、1回の質問で一 言って言うんだけど、これを聞いた後で、「僕、読んでませんでした」って言われ たら何の質問にもならないから、先に聞いただけの話です。

都: いずれにしろ三つの質問に対して……。

構成員B: いや、三つではないですよ。対応の方針で国がやるって言っているのを、なんで

都がやるんですかと聞いているんです。都がやらなければ27年の着工なんだから、

別に外環の2のスタートはいらないんですよ。それで、今まで外環の2だ、外環の

2 だって言っていると、都は一生懸命、これは地上部街路だ、地上部街路だと言っ

ておいて、建築申請の時だけ外環の2? 何ですか、これは。

今、がんがん怒っているのは、皆さんと話し合いの会をしようと言って話し合いの会をしていながら、こそこそとは言わないだろうけれども、申請しました。外環の2、工事認可を取りました。予定では、26年中にやればいいことになっているではないですか。あれは練馬区で説明した資料ですよ、3月25日に。

今の質問、司会者がまとめて、僕らの質問を都と国がちゃんと答えるかどうか、 仕切ってください。

司会: では、東京都さん。

都: 対応の方針につきましては、読んでいるか読んでないかということについて、まずそれは、一言でということなので、読ませていただいています。イエスです。あと、その前に、都も国も守るべきですかということがあったんで、それもできる範囲でやっていかなければいけないと思うんで、イエスです。要するに、両方イエスです。取り付け道路を国がやっているのに、なぜ都がやるのかというのは……。

構成員B: いや、やっているんだ。国はやるってはっきり、対応の方針で言っているのにという意味です。

都: 国が対応の方針の中に書いてあるのに、なぜ都がやるのかというのは、行政間の中での役割分担の中で、都が受けさせていただいたということでご理解いただければと思います。

構成員B: 国はどうですか。

司会: 何か、ご発言はありますか。

国: 国にも同じ質問ということで、まず、対応の方針を守るべきかというところでは、 当然、国と都で出しているものですから守るべきというふうに考えています。それ と、読んでいるかというところでは、読んでおります。ただ、すべて 100%入って いるかというところはございますけれども、読んでいるのは間違いございません。 それと、あと取り付け道路というところなんですけれども、取り付け道路という 考え方というのは、機能補償道路とか、接道を確保しなければいけないとかといっ た観点もあると思うんですね。そういった意味では、国交省としては、しっかりや るというところは認識しております。以上です。

構成員B: 司会者、僕の質問の答えになっていると思うの?

司会: え? だから、イエス、イエスで、都が役割分担でやったと理解しましたけれど も、違いますか。

構成員B: そんな簡単なの? いや、だからおかしいんですよ、それは。

都: ちょっといいですか。私のほうでちょっと、もう1回説明させてください。

司会: はい。では、東京都さん。

都: 役割分担ということもあるんですけれども、現実的に機能補償となると、今現在、 土支田通りも井草通りも、大体 4 メートルぐらいの一方通行の道路なんです。歩道 もないような状態です。これは現実的に都道なんですが、この道路を機能補償とな ると、また同じような道路を据え付けると。また、外環のジャンクションで、地域 がかなり分断されてしまうところもありますので、やはり両方に、歩道も自転車道も付けた、しっかりとした道路を、都道としては整備していかなければならないと。そういった判断の中で、外環の2という形で、この1キロ区間に関しては、事業認可を取らさせていただいている。そういうことでございます。

司会: はい、では構成員Bさん。

構成員B: 今の話は、何ページでもいいんだけれども、対応の方針の413ページに地域の分断という答えが出ていまして、生活道路の分断について懸念しているという質問に対して、「分断道路の機能を補充する道路の整備に当たっては国がやる」と書いてあるんですよ。それで、都がやることは、対応の方針には「国、都」って書いてあるんですよ。国と連名。だから、この答えは国なんですよ。

それで、この当時、都道だったんでしょう。変わってないんでしょう。だけど、 国は国がやるって言ったんですよ。それで、都がやる場合は、必ず「国、都」って カッコで、両方連名で出ています。だから、僕はそれ、今のは答えになってないと 思うんですが、司会者、判断してください。仕切るのは司会者なんだから。

司会: はい、では東京都さん。

都:

対応の方針の中で、「国、都」という形で書かれていることは事実でございますが、現実的にその道路が、しっかりと機能しなければいけないと、私どもは思っておりますので、国としっかり、先ほど都のほうからもご紹介させていただきましたが、話し合いの中で、東京都としてしっかりとした道路を造りたいという意味でやらせていただいてございますので、その辺のところはなかなか理解されてないところなのかもしれませんが、そこに住んでいる方のためにしっかりやりたいと思っていますので、その辺はご理解いただきたいと思っております。

司会: では、構成員Dさん。

構成員D: 3点ほど質問があるんですけれども、まず第一に、今までの会でたびたび、都が「都として」「事務局として」という発言でぺらぺらしゃべってきたんですけれども、この際、私、確認したいんですけれども、事務局のフルネームを言ってください。と同時に、東京都としても、フルネームを、ちゃんと職責を全部言ってください。違うなら分かるけれども、同じだったらこれ、問題ですから。1点目はそれです。では、お願いします。事務局のフルネームを、お願いします。

都: フルネームというのは、事務局の?

構成員D: 事務局のフルネームを。

都: いいですか。

司会: はい、では東京都さん。

都: 杉並区における外環の地上部街路に関する話し合いの会事務局でございます。それとあと、私の職務の名前ですか。

構成員D: いや、東京都として。

都: 東京都都市整備局都市基盤部外かく環状道路担当課長でございます。よろしくお 願いします。 構成員D: ただし、この話し合いの会の要綱には、構成員としての出席しか認められてないんですよ。ですから、事務局であろうが東京都であろうが、構成員として、一構成員として発言するだけなんですよ。ですから、司会者にもお願いしたいんですけれども、東京都の人にだけべらべら、30分も40分も資料の説明をさせておいて、ほかの人には時間切れですからってスパっと切っちゃう。これが今までの態度なんです。

特に私、司会者に、今日、一番確認したいのは、検討のプロセスって、東京都が 作った話し合いの会の大枠、これに基づいて、今何段階目をやっているんですか。 これ、7段階ぐらいありますけれども。

司会: この会自体は、いろんなご意見を幅広く伺う会だと、私は理解をしておりますけれども。はい、では東京都さん。

都: ちょっとパワーポイントが出ないんで、口頭で説明させていただきます。平成20年3月に、外環の地上部街路についてという「検討の進め方」というパンフレットが出されております。それの裏表紙に検討のプロセスというのが出ておりまして、ちょうど今、後ろのパワーポイントに載っているものがそうでございます。現在、「必要性を検討するためのデータの公表」と「地元との話し合い」という、ここの段階に今、私どもはいると考えておりまして、この段階で、皆様と話し合いの会というのを開いているというふうに認識しております。

司会: はい、では構成員Dさん。

構成員D: 杉並区は第 1 段階にいるということは今、確認しましたけれども、その段階で、外環の 2 の事業認可というんですか、先ほどの何か、いろいろなお話の中では、あくまでも外環の 2 とは別みたいな意見もあるし、外環の 2 と全く同じ、一部であるというようなことも言っているんです。けれども、一般的に、都市計画事業では、道路に関して起点と終点があるわけなんです。スタート点とファイナルの点が。

外環の2の都市計画、昭和41年、これは私が見たところ、世田谷の北烏山が始点で、終点が大泉ですね。今回の事業認可は、石神井というんですか、これ。前原交差点で石神井からがスタートになっているわけですか、これ。区間の話。それで、違う点。私が見た限り、これは違うんですね。なぜかといえば、1キロの部分に対して、全体では9キロあるわけです。ですから、これは新たに都市計画として申請して、あくまで都市計画決定すべきものなのではないでしょうか。これは、全く同じものではないです。おたくたちの考えは、しゃくとり虫みたいに1キロ行って、また1キロ行って、どんどん攻めてきて。要するに津波で、もう仕方なかったからというんでずっと来る。その流れの方向でやったんだと思うんですけれども、私としてはこれ、まずは全く別の道路なんだから。

私、最終的にこれについて質問したいんですけれども、杉並区に、今回の練馬であった事業認可、外環の2の。これは、杉並区としてはどのように影響があるのか。 その点について、率直に意見を伺いたいと思っています。お願いします。

司会: では、杉並区さん。

区: 杉並区としても、今回の事業認可については、お話を東京都から伺っております。 理由については、申請について、今、都から説明があったような、既存の都道だと か、あとはその沿道地権者の生活再建と、そういった理由は伺っております。

杉並区としては、この話し合いの会が、必要性の有無から、杉並区は検討すべきだと、そういう立場で前部長も表明しておりますし、区議会等でも答弁しております。そういったことからすると、この話し合いの会は、そういった立場で進めるべきだなという考えは持っております。そういった観点からすると、一部事業化については好ましくないなというところは持っていましたけれども、また一方で、先ほど沿道地権者のこととか、都道の機能補償とか、そういった点についても理解している。必要性があるんだなというところは説明も受けたし、そういうことかというところは理解しております。

ただ、一方でこの会が、今回の事業認可に関わらず、これまでどおり広く意見を聞きながら検討を進めていくということには、何ら変わらず、話し合いの会が進められていくのと認識しているし、そのように理解しているところです。

司会: はい、分かりました。構成員Dさん。

構成員D: 私は、今の発言は非常に甘いのではないかと思っています。結局、練馬区でも円満に事業認可を行われたというふうには、私は聞いておりません。現在、杉並区でこういう話し合いが行われている最中に、もう練馬区でやったんだから諦めてもらおうで、事業認可というんですか、そういう形の可能性、非常に高いわけなんです。ですから、私は今のお話というのは、非常に甘いというか。では、我々住民に対して、事業認可が下りたから諦めてくれって、そういう意味のことを言っているわけですか。

司会: では、杉並区さん。

区: そのようなことは全然思っていません。杉並区では練馬区のことが影響されるとかどうかといえば、影響されることは全然ないと考えております。事業化については、好ましいとは思っていませんけれども、ではそれでゴーになるかという、そういうことは考えていませんので、これまでどおりゼロベースから杉並区では考えていくと、そのスタンスは全然変わってございません。

司会: はい、では構成員Eさん。

構成員E: 僕の、さっき質問したことについて答えてもらってないんですけれども、かなり 重要だと思うのです。さっきのに付け加えますと、事業認可になったところは、外 環本線に関係あるんですか。もう外環の2単独のものなんですか、それとも、外環 本線に関係があるんですか。もし外環の本線に関係ないとすれば、話し合いの最中 に一部事業認可をしていくというのはやはり、かなり無謀だと思うんですけれども。 外環の本線に関係あって、たまたま法律上、そこが外環の2の都市計画ということ であれば、まだ話が違うと思うんですが。

> それから、もう一つ。杉並区のほうで好ましくないと言っていることが行われる ということ、おかしいのではないですかね。ということについてちょっと。一番肝

心なのは、外環の本体に関係あるんですか、その事業認可取ったところは。

司会: はい、では東京都さん。

都: 先ほど来、お話をさせていただいているんですが。逆に、構成員の方からもお話が出ておりますけれども、ちょうどこの区間については、外環の 2、地上部街路の都市計画線と、それと外環本線の都市計画線がラップしていると。その中で、特殊な区間で、要するにインターチェンジ等を造らなければいけないという理由があって、その中に 2 度買収の話であったり、道路の分断というんですか、そういったような話があって、一部事業化をさせていただいているので、本線には関わりがあるというふうに考えています。

構成員D: いや、答えになってないよ。もう少し丁寧に答えてよ。

司会: そうですね。はい、では東京都さん。

都: この区間については、外環本線と、外環の地上部街路と、二つの都市計画線がまず掛かっています。その中で、先ほどもお話しました……。

構成員E: 皆さんあまり、しっかり、そういったことに素人だから、もっと分かりやすくね。 これは外環本線に関係あるんですと。関係あるというか、外環本線そのものの工事 なんですと。外環の2の工事ではありませんと言われれば分かるんです。回りくど く言われると分からないんです、僕も。外環の本線に必要な工事なんですか、これ は。

都: では、私のほうで説明します。いいですか。

司会: はい。

都: 上手に説明できるか、ちょっと分からないですけれども、先ほど説明していることに関して、もう一度、少しかみ砕いた形でちょっと説明してみたいと思います。まず、先ほど、2本の都市計画線がラップしていると言ったんですけれども、ずれてラップしているんですよね。いわゆる、二重線に入っている。この部分は二重線に入っております。外環本線の工事をやるときに、ちょうど外環本線の中に、突っ切るような形で、土支田通りと井草通りという通りが重なっておりまして。その通りも用地買収してなくなってしまいますので、それを行き止まり道路にするわけにいきませんので、しっかりと機能は補償していかなければいけないという考え方があります。

それをやるためには、今4メートルの道路しかないんですよ、この道路。土支田通りと井草通り、都道なんですけれども。やはり今回、新しくやるからには、歩道をしっかり設置し、車も安全に通れる、そういった道路にしなければ、都道として成り立たないというところもございますので、外環の2の範囲、少し外側に出ているところ。中に入っているところも輻輳しちゃっていますので、中に入ったり外に出たりするんですけれども、その外環の2の範囲を使って、都道の機能をしっかりと確保していきたいというふうに考えてございます。

その機能を確保するためには、ジャンクションやランプと。ランプというのも専門用語になっちゃうんですかね。高速道路のインターチェンジ、高速道路から一般

道に出てくるための通路、車路と言ったほうがいいんですかね、そういったものですとか、料金所ですとか、あと環境施設帯だとか、いろいろとジャンクションの機能があるんですけれども、その機能プラス、ちゃんとした都道を造る幅を整備するとなると、今ある外環の2の幅まで、もしくはその中に入っている部分は、外環本線の幅まで買収して造らなければならないと。

それをやる時期は、外環本線の工事が、先ほどもちょっとご紹介しましたけれども、9月5日に着工式を迎えたということで、用地買収も計画的に買収してくるということになりますので、もう時間的に余裕がないということで、今回、事業認可を受けたといったところでございます。その辺のところのご紹介というか、ご報告が遅れて大変申し訳なかったなというふうに考えてございますが、やはり事業として、ちゃんと活かしながらやっていかなくてはいけないということもあります。あと、二重線に入ってしまったのを、段階をおいて買収をしてしまうと、やはり両方に掛かっている権利者の方は、なかなか生活再建、新しく家を建て替えて、またどいてくれというわけにもいきませんので、そういった意味で今回、事業認可を取らさせていただきましたので、ご理解いただきたいと。

それとあと、杉並区は好ましくないということなのに、なぜやるのかというようなお話でございます。杉並区さんからは、このお話をさせていただいた時には、大変おしかりをいただいているところでございます、東京都としまして。こういった事情がございましたので、その辺のところを、杉並区さんにはよくご説明させていただきまして、杉並区さんのほうからは、杉並区でやっている外環の2の検討については、ちゃんと今までどおりやりなさいというご指導をいただきました。私どものほうも杉並区さんのほうにはしっかりと引き続き、変わりなくやっていきたいというふうにお願いをしております。そういったことで、了解をいただいたということではないのかもしれませんけれども、この会にご報告することになったということです。

司会: では、構成員Eさん。

構成員E: 今、都からの話は、理屈に合っているようで、僕はちょっと違うと思うんですよ。というのは、それは外環の2をやる前提であれば先付けでやってもいいんだけれども、外環の2をやるかやらないかという話が決まってない場合には、仮に非効率で二重手間になっても、とりあえずは外環の本線のとこだけやると。それで、都道が、機能が阻害されたならば、今の現道の都道の機能を補償する範囲だけやるということでないとおかしいのではないかと思うんだけれどもね、僕は、理屈上。だから、それは二重手間になってもしょうがないんですよ。皆さんが納得するということを経ないでやっちゃうわけだから。

もう一つは、これは僕たちは杉並区ですから、練馬区の方は、事業認可を取った ということは、一応縦覧かけてちゃんと意見書も出しているんだから、法的には納 得したということになっているのかもしれないけれども、本当に、この話し合いの 会の人もそれは、いいというふうに言ったんですか。さっきそれについて、答えて もらってないんだけれども。

司会: はい。では、その点を。

都: 練馬区の話し合いの会につきましては、この会でもご紹介してあったと思うんですけれども、すでに昨年の8月に終わってございます。その後に、練馬区全体の、多くの方に集まっていただいて、広く意見を聴く会をやったということです。ご指摘いただいた、外環の2の事業化に関しては、先ほどもちょっと、私のほうでご報告させていただいたんですが、3月の末に、2日間にわたって、都道を管理している東京都の建設局が地元の方に集まっていただきまして、説明を行いまして、それで事業認可申請を、その後に行ったという過程がございます。

もちろん、私もすべての住民の方にご意見を聞いたわけではございませんが、地元の方は大変困っていらっしゃるということは伺っていますし、反対の方もおられるということもよく承知しております。ただ、都道を途中で切らすわけにもいきませんし、逆に、せっかく造るんであれば、やはりちゃんとした道路を造らなければならない。それは行政の責任だと思っています。

やるからには、外環本線と2度の買収に当たった皆様に、そこに住んでいる方に ご迷惑を掛けるわけにいきませんので、これは、行政として判断し、住民の方にご 説明して、事業化に至ったということでございますので、大変恐縮でございますが、 ご理解いただきたいというふうに考えています。

構成員E: 事業認可は、話し合いの会の人にはどう説明して、話し合いの会の人は……。

司会: マイクを使ってください。

都: もうその時点で話し合いの会は終わっています。

構成員E: 終わっているの?

司会: 8月に終わったんです。と言っていました。

構成員E: やることが OK になっちゃっていました?

司会: いや、だから、今の都の話だと、要は話し合いの会が 8 月に終わって、その後、 この事業化の話が出てきたと。

では、構成員Bさん。

構成員B: 今の都の説明、司会者に仕切ってもらったんですが、構成員Cさんが一番先に質問をして、それから構成員Dさんが質問して、構成員Eさんが質問したんですね。 構成員Cさんの関連で僕がやっていたんだけれども、構成員Dさんが場所を取っちゃったんで、僕の援護をしてくれると思ったら、全然別な話になっちゃったんであれなんですけれども。

質問の趣旨は、対応の方針で今、都はさっきの報告で、都と国の連携プレーで何とかかんとかとおっしゃったんですが、対応の方針のとき、これは見てらっしゃると思うんだけれども、都と国がやることと、国がやることと、はっきり分けて書いているんですよ。それで、練馬区の大泉ジャンクションに関しては、町づくり全般、地域分断に関して、国は責任を持って処理すると、そう答えているわけですよ。それを、突如として都が、外環の2で申請して、これを修復しようというのは、うが

った言い方をしますと、対応の方針を作るときは、国は、きっと外環の2なんて造らないと思っていた。外環の2の話は当時、一切出ていませんでしたからね。そうすると、どうせ外環の2はできないんだから、では大泉ジャンクション周りの取り付け道路に関しては、国が責任を持ってやらなければいけないだろうなということで、これを答えを書いて、その時、都市基盤部もOKしたわけですよ。

ところが、今回申請したのは、聞いたら建設局だっていうのではないですか。だから東京都さん、もっと本音を言うと、僕も困っているんですよね、隣の部が申請しちゃってねというならまだ分かる。やりたい、やりたいって、隣の局が申請しちゃって、うちの部はせっかく今話し合い会をやっているのに、「後で杉並だとか武蔵野で取り下がるのは俺なんだよね」と言っているかもしれない。そうではないんですか。感想。

だから今、質問は、国のほうから都に依頼したんですか。本来、国がやらなければいけないんだけれども、すいません、東京都建設局さん、やってくださいって。

都: いや、うちで答えますから。いいですか。

構成員B: いやいや、こっちに聞いているの。こっちに聞いているの。国がやると言っていたやつを都がやるということは、国が都に依頼しない限りやらないでしょうと。都はあうんの呼吸で……。

都: 構成員Bさん、ちょっと私も……。しゃべりたいんです。しゃべらせてください。

構成員B: 分かりづらいだろうけれども、絶対分かりづらい。

司会: はい、では東京都さん。

都: 国の方も、担当ごとにいろいろとあると思いますので、すべてをご存じだとは思っていません。ただ、私は東京都で、この問題について、一応、総括的に受けているものですから、その状況というか、そういう話をさせていただくんです。依頼があるとか依頼がないとかではなくて、国と都でしっかりと、その辺のところの生活再建ですとか、あと、どういう形で道路を造っていくのかとか、そういったことに関しては、しっかりと調整をしながらやってきたということでございますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

構成員B: 関連でやってよ。僕は関連だよ。

司会: はい、では構成員Bさん。では、これで次の方に。

構成員B: だったら、なんで外環の2で申請したの? 国がいろいろやっても、ちょっと手も回んないし、国の人の担当なんて若いし、私が全部やっているから、私が代わりに外環の2ということで申請してあげますよってやったんですか。それは都市整備局ではないでしょう、申請したのは。

司会: はい、では東京都さん。

都: 外環の2という都市計画事業を行うために、外環の2として申請させていただきました。申請したのは建設局という部署ですが、東京都としてやっておりますので、その辺のところはちゃんと、私、代表して答えさせていただきます。

司会: はい、では構成員Dさん。

構成員D: 先ほどからいろいろ話になっている大泉ジャンクションのことに関しては、国の ほうの回答として、「工事中に分断が生じる道路について、切り回し等の道路の設 置により、必要な機能を工事前までに確保します。また、切り回し等の具体化に当 たっては、通学等の状況も十分に考慮し、地域の皆様の意見を聞きながら対応しま す」。つまり、工事の前までに国が責任を持って確保しますって言っているんです から、何も東京都がいらんおせっかいを出して先にやる必要はないんですよ、これ。

司会: ご意見ですかね。はい、では東京都さん。

都: ご指名ということですので、また私のほうで答えさせていただきます。外環の2 に関して、外環の2というか機能補償をするため、いわゆる分断に関して、ちゃん と国が責任を持ってやれというご意見・ご質問だったと思うんですから、当然のこ と……。

構成員D: いやいや、国がそれを回答しているわけ。国が責任を持って、工事前までにやりますって。

都: 当然のごとく、国のほうもそういう形で、工事中の切り回し等はやっていきたい というふうに、やってきていただけるんだろうと思っておりますが、最終的に……。

構成員D: いや、「だろう」ではない。やりますって向こうははっきり確定して、断言して いるんですよ。

都: 最終的にしっかりとした道路ネットワークを造る上でも、外環の2という道路は 事業化する必要があると、東京都のほうで判断しておりまして、国とも調整した上 でやっておりますので、その辺はご理解ください。

司会: では、構成員Fさん。

構成員F: 私も、この会に加わるまでは、詳しいことに関してはよく分からなかったんですけれども、分からないなりに分かろうとして、これまでいろいろ質問などをしてきたんです。私の記憶では、外環本線と外環の2は全く別の計画だというふうにおっしゃっていました。であれば今回着工するのは外環の、あくまでも本線であって、外環の2ではないわけですよね。

外環の 2 は今、一生懸命話し合いをしようとしているんですけれども、これを、 やはりこの部分については一緒の部分に当たるから一緒にやるというような話に なると、そうであれば、もともとやはり、外環本線と外環の 2 を併せた話しとして 計画していくのが筋だと思うんですよね。それを、私たちは外環本線と外環の 2 は 違うって言っていたのを、都合のいいところでは、先にここだけやりますよという のは、はっきり言ってだまされているとしか思えないんですよね。

司会: すいません。静粛にお願いいたします。

構成員F: ほかのというか、今日議題に挙がって、私も4月ぐらいに書いた意見書の話もちょっとしたいんですけれども、もともと、だからやはり、外環本線も外環の2も両方やるんだったら、もう外環本線を地下に潜らせる必要はないのではないかとまで思いますよ。地下に潜らせたら、地下の中というのは、何か分からないんですよ。何があっても、後から何とも手当てのしようがない。でも、まだ上にあれば、何か

不具合があれば、それは何とか手当てができます。そういうものをやるって言って、別々だって言っていながら、結局、都合のいいところは一緒にやりますということであれば、やはり本当に、もう1回、外環本線と外環の2、併せた話し合いで、もう事業ストップしてでもやってほしいと思います。

司会: はい。そういうご意見ですかね。

構成員F: で、一つ、ですから先ほど、私はだまされたのではないかと思っていますけれど も、その辺はどういうふうに説明されるのか。

司会: はい、では東京都さん。

都: 私ども、だますつもりというのは一切ございませんので、それだけはご理解いただきたいと思います。ただ、都合のいいところだけをやっているのではなくて、必要があるところをこういう形でやらせていただいていますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

司会: はい、では構成員Fさん。

構成員F: そうであれば、今回外環の2ということを言わずに、この部分に関しては外環本線の工事だということでやるべきだと思いますが。だから、なぜそれを、わざわざそういうふうに、外環の2という名前を挙げなければいけないのか。挙げるといいうことはやはり、その後に続いてくるものが、もう今どき、皆さん分かりますよ。

都: よろしいですか。外環の2という都市計画事業で、この事業の1キロ区間に関してはやらせていただくということで、外環の2の事業認可を取ってやらせていただいております。この後を続けていく懸念があるというご心配を構成員Fさんのほうがされていますけれども、先ほども私のほうでお断りさせていただいたとおり、その他の約8キロ区間でございますけれども、杉並区も含めて、この区間については、引き続き皆様方と話し合いをするなど、広く意見を聞きながら検討を進めていきたいというふうに考えています。

司会: はい。では、構成員Fさん。

構成員F: そういうことであれば、外環の2というのは、その場所、その場所で、行き当たりばったりのように造っていくということですか。それ以外、考えられないではないですか。もし、先の部分について、外環の2が、ではなくなりましたといったら、 先行投資して、外環の2としてやった工事というのは、無駄になるのではないですか。

司会: はい、では東京都さん。

都: 整備区間は道路から道路まででございますので、その部分については、安全で快 適な道路を造らなければいけない責任がございますので、やらせていただいており ます。

司会: はい。では、今の関連で。構成員Eさん。

構成員E: 構成員Fさんの意見の関連というか、私がさっき言ったことにお答えいただいてないんです。話し合いの会をして、外環の2についてやめるか、幅員を狭くするか、 今のでやるかという話し合いをしている時でしょう。ところが、今ここで、事業認 可を取ったのは、外環の2のフルの幅ではないんですか。そうしたら、話し合いを しているのにフルの幅で造ったらおかしいと思うんですよね。

ではやはり、元のまま外環の2をちゃんと造ろうということになったら、これはそうなんだけれども、話し合いをして皆さんの意見を聞くと言っておきながら、外環の2のフル幅員で造っちゃったのだったら変ではないですかね。だからやはり、ここのところは、そちらの筋を通すんだったら外環の2ではなくて本線。本線でやった場合には、外環の2をフルにやっちゃうと無駄になっちゃうってことであれば、さっきも言ったように二重手間になっても、後から皆さんが納得した段階で、今度は外環の2の部分だけやればいいんだよね。とりあえず、現道の都道が分断されることによって機能が損なわれたら、損なわれたのを補填するところだけやればいいのではないですか。さっき僕が言った、同じ内容なんですけど。そこのところがね。

いや、だから、そもそもこの外環の2を、話し合いをしていながら、元の都市計画のまま事業認可を取ったというのはおかしいのではないですかね、やはり。住民をだましたことになるよね。

司会: はい、では東京都さん。

都: 外環の2を、この区間について都市計画事業として事業認可を取った理由につきましては、先ほどお答えした内容以外、何もございません。そういう意味で、私どもとしては行政として判断したことでございます。構成員Eさんは構成員Eさんのご意見、またお考えがあるかと思いますが、私どもとしてはそういう判断をさせていただいて、本日、遅いというおしかりはいただいておりますが、ご報告をさせていただいたという次第でございます。

司会: はい、今の関連ですか。

構成員E: そういうふうに、権限だけで言うんであればそういう言い方もできるんだけれども、では話し合いの会はしているけれども、意見を聞いただけでこのままフルにやりますよって、皆さんの意見を反映しませんよって言う可能性も出てくるというような発言ですよ、今の発言だと。それはやはり、せっかくこうやって皆さんの意見を聞くという会を設けたのだったら、それは筋を通してやったらいいのではないですかね。今のは居直りだと思うんだよな、僕は。

都: はい。それはご意見? ご質問?

構成員E: いや、ご意見ではなくて。おかしいではないですか。

いや、先ほども一部区間を事業認可を取った理由につきましては、私どもとして 説明させていただいて、そういう判断をさせていただいたということもご紹介させ ていただいたと思っています。居直りというようなお話をされたんですが、話し合 いの会自体は、しっかりと皆さんの意見を聞いて、必要性やあり方について検討し ていきたいと思っております。いずれにしろ、皆さんの意見、いろんな意見がある かと思います。そういった意見をしっかりと受け止めていきたいと思っていますの で、よろしくお願いいたします。

構成員E: それは、意見のいろいろということではなくて、外環の2をやらないという、や

らなかったり、幅員を狭くしたらば、今回の事業については一部、無駄になるわけですよね。それを行政の判断でやるということだから、事業認可を取ったからやるんだというのは、やはり理屈がおかしいと思うんだよね。だって、なんでそこでそんなに強気に出るのかよく分かんないんだけれども。だって、必要なとこだけやればいいではないですか。

都: 再度ご説明させていただきますが、いずれにしろ、外環の本線の機能と併せて、この区間の都道をしっかりと、快適性もあり、安全性もある道路を造るとなると、外環の2の範囲も含めてやらなければならないということでございますので、そういう意味でやらせていただいています。

構成員E: 喜んで、そのことについてはいいと思うんだけれども、余計なとこまで造っているでしょう。道路上に造っているわけだから。必要以外のところ。そうではないですか、だって。だって、外環の道路形状で造って、外環の2の道路形状で造っているわけでしょう。今、都が言った、都道が一部損なわれるから、それをちゃんと、機能を回復するためにやるということ、それは必要だと思うんですよ。その範囲だけやればいいではないですかって、僕は言っただけで。別に、やっちゃいけないとも、誰も思わないと思うんですよね。

ただ、こうやって話し合いの会をやって、外環の2がどうなるか分かんない時点で、あたかも外環の2がフル幅員でやるような、前提になるような道路を造るってこと自身が、それはやはり、いけないのではないかな。そういうふうに、誰が考えても納得いかないですよ、これ。後からそれ、全部やるようになるならいいですよ。それはみんなが納得してね。だけど、その話をしているんだから、今現在。しかも、杉並区もおかしいと言っているんでしょう。国交省はどう思っているんですかね、これ。

都: よろしいですか。

司会: はい、では東京都さん。

構成員E: 余計なことやるなと言ったらいいのではないですかね。

都: 幅員なんですけれども、一部事業化区間、1 キロ区間につきましては、先ほど言いましたように、外環の本線のジャンクションと一体的に、両方の機能を持った道路を造ろうと思っていますので、幅員につきましては最大で 78 メートルあるところです。そういった意味で、基本的なところということではなく、その区間については一体的な整備が必要な区間だというふうにご理解いただきたいと思います。

構成員E: だから、外環本体を必要な工事をやったら、外環の2のフル幅員もすっぽり入っ ちゃったということであれば納得するんですよ。そうなんですか。

司会: では、東京都さん、すいません。堂々巡りになっているので。 では、すいませんが構成員Fさんが、最初から手を挙げておられて。

構成員G: いや、さっきからずっと手を挙げているんだけれども、なかなか回ってこないんで、やっと回ってきましたけれども。要するに、私はお役所に勤めたことがないから分かんないけれども、「何か予算を取って、何かをやらなきゃいけない。今度は

道路の、ちょっとここ膨らむんだけどさ、これ、どうする? 外環の2にしておこうじゃないか。そうすりゃあ通がいいから」って、多分通ったんだと思う、内部は。 今やっている話は、ジャンクションか、練馬区のところ、あの辺から潜るんですかね。 潜るんで、そこのところ、上の部分もやるし潜っていくところもあるんだと。 だから、ちょっと余分に何か出てきちゃったと、そういう話だと思うんです。

ところが、杉並区はもう、最初から地下 50 メートルのところを通るわけですから、今みたいな話は出てこないはずなんです、全くね。だから、今我々のやっている議論とは全く関係ない話なんだ。だから、そんなことをいつまでも長いこと。もうだって 7 時から 8 時 15 分ですよ。こんなことをぐずぐず言ったってしょうがないではないかって、僕は思っています。僕は外環ができることは大賛成。

司会: 傍聴の方は静粛にお願いいたします。では、構成員Hさん。

構成員H: 今、私は本当に思いますけれども、外環の2の打ち合わせをやっているんでしょう。それなのにそこをどうして、外環の2でやるの?本線でやればいいではないですか。本線の名前だったら何も分からないわよ。分からないというか、私たちは納得するけれども、外環の2だとすると、必要ないと思っている人だっているんだから。それなのに、それはもう事業認可が下りましたなんて、あなたちょっと、自信過剰よ。おかしいわよ。いつも私、おかしいおかしいと思っているのです。頭がよすぎておかしいのか、ばかでおかしいのか、本当分からない。もうちょっとちゃんと考えてくださいよ。みんな成人なんだから、正気で来ているんだから、ちゃんとした答えをして下さいよ。分かった?

司会: 質問ですね、はい。では今の、東京都さん。

都: 外環の 2、あそこを事業化をしなければ、この地域の道路としてのネットワークですとか、また生活再建が図れないという判断でございますので、大変恐縮ですが、よろしくお願います。

司会: はい、構成員Bさん。

構成員B: 国交省はどう考えているの? 対応の方針で、国は責任を持って、切り回しから、 地域分断も避けて、町づくり全般も協力して、頼むのは区に頼むとは書いてあるけれども、都に頼むなんて書いてないんだよ。

東京都さん、これ、原文を見てないでしょう。都がやる、都と国が一緒にやるって答えているのと、国だけやるって答えているのと二つあって。見ているんだったら、国がやるって言っているのを、なんで都がやったの? だから僕、それで国に頼んだんですかって聞いたの。だって、国がやっている限りは、外環本線の工事でいいわけですよ。外環本線の工事で皆さんに迷惑を掛けないって、対応の方針でいっているんだから。それを、都をいじめちゃ悪いのか、隣の建設局なのか分かりませんが、今すぐ都なんて使い分けしないでよ。隣の局がやっちゃって困っているのではないの?

都: これは私に質問ですか。

構成員B: だから、まず国に答えてもらう。司会者、振ってよ。質問の要旨をまとめて。

国: すいません。工事に入る前に切り回し道路を確保するという、先ほど構成員Dさんも言われていたと思うんですけれども、その部分については、要は、工事をすることによって、そこの道路が通れなくなって、その前に、切り回して道路を担保するという意味の切り回し道路だと思うんですね。道路が通れなくなってしまえば、そこに住んでいる方が困りますので、そういったものは工事の前に当然、準備します。それは、国交省としても当然、やりますんで。また、それとは、外環の2の話は、ちょっと別の話だと思うんですね。以上です。

構成員B: 司会者、答えになっていたと思う? 司会者、振ってくださいよ。

司会: 今、だから国土交通省さんにお答えいただいたので。では、構成員Dさん。

構成員D: 今日はたっぷり1時間以上、練馬の事業認可の原因について、都のほうから、地域住民の生活再建のため、地域住民の道路の使い勝手の不便さを解消するためという、いろいろな形で聞きましたけれども、ここで分かったことは、地域住民の利益を最優先して、ここだけなされたということになるわけですね。地域の人の意見を。それであるならば、先ほど構成員Fさんがおっしゃったように、そこの地域地域の人の意見を最優先してやるべきだっていうふうに、私は、それが本当に民主主義であると思うんです。自分のところでいいことだから、よその人に押し付けよう。これが大体、紛争の始まりなんですよ。

ですから、練馬のここでは、私は分からんけれども、公的に合法的に、外環の2の道路建設という形で決まったのは決まったでよしとして、先ほど杉並区の方がおっしゃいましたけれども、杉並区のほうには全く影響はない。また、都も残りの8キロに関しては、これとは別個であるというありがたいお言葉をいただいたわけです。であるならば、これからは地域のまとまった意見ごとに、個別に道路計画を推進するもよし、従来の町づくりを維持するのも、これもよし。また公園を造りたい。そういった形で、はっきりいって、てんでんばらばらにするのが、これは民主主義なんですよ。1カ所にまとめようとするのは、これは統制主義なんですよ。

先ほどから、都は何かっていうと、やはり本音が出てきて、道路を計画した者として一貫性うんぬんって、そういうあれがちらちら見えてくるんですね。ですから、それはやはり、話し合いをしていても意味がないんですよ。最終的にあなたは、道路建設という形で持っていこうとするけれども。はっきりいって、ここで話し合いの会の設置要綱に書いてあるのは、地域の人の意見を聞いてって。聞くだけであって、あなたは最終的には実行は別だって考えたら困るんですよ。

ですから、私はこれからは、まとめるためには地域地域によって。例えば、杉並区でもある商店街は道路を造りたいと言っているところは、それは私、かまわないと思うんです。そこの商店街でまとまっていれば。それに対して、構成員Cさんのところみたいに、従来の住宅を維持したいところはどうぞって、そういった形で、非常に地域地域のあれをやった一番いい例がここの練馬さんですから。地域の人の生活再建を最優先してやったという実例があるんですから、地域の人の意見を最優先して個別に決める。これが話し合いの会の設立の、会の要綱になっているわけで

すよ、第1条に。ですから、司会者の方も、この話し合いの会の設立要綱を、常に、 始まる前に頭に入れて、しっかりやってもらいたいと思うんです。以上です。

司会: はい。ご意見ですかね。

構成員B: 今度、関連。構成員Eさんの関連。

司会: はい、では構成員Bさん。

構成員B: 構成員Eさんの関連ですけれども、練馬区はこの段階のどこですかという質問があったと思います。今、杉並区はここだと言ったんだけれども、練馬はどこなの?それで、このステップをちゃんと踏んで、申請を出したんですか。それはいつ、こういう段階に進んでったか教えてください。

司会: では、東京都さん。

都: 練馬区におきましても、今、ちょうどこのステップのうちの、2番目、3番目。 ちょうど地元との話し合いというのが終わった段階というふうに考えてございま す。

司会: はい、では構成員Bさん。

構成員B: 地元の話し合いが終わったら、街路のあり方を公表して、地元と話し合って、意見に対する都の見解を公表して、それで方針を公表するんでしょう。それで、最後に公表してから事業申請なのではないですか。練馬区の場合は、僕の聞いている限り練馬区の人って、何か飛ばされたって感じているようなんだけれども。練馬区の人に分かるように、いつごろこうやってこうやってって、教えていただけます?

司会: はい、では東京都さん。

都: このステップにつきましては、当然私ども、守っていきたいと思っています。ただ、この 1 キロ区間につきましては、しっかりと地元のほうにご説明をした上で、切り離してやるということで決定したものでございます。

司会: はい、では構成員Bさん。

構成員B: 3月24日、25日だったっけ。この説明会はどこにあったんですか、これ。複数 案ではないよね、単数案だよね。複数案公表して、それからずっといって、まとめ るんでしょう。練馬区に対して、いろんな複数の案は出したんですか。

司会: はい、では東京都さん。

: 1キロ区間につきましては住民の方にお集まりいただきまして、先ほど構成員B さんがおっしゃったように、こういう形で進めさせていただきますというお話をさせていただいて、事業認可申請をしてきたということです。残りの8キロ区間、これは練馬区間を含んでおります。約3キロ、練馬区間、残っておりますけれども、こちらにつきましては、このプロセスに基づき、地上部街路のあり方、複数案を公表していきたいというふうに考えてございます。

司会: 静粛にお願いします。では、構成員Bさん。

構成員B: 3月25日に、これは建設局がやっているんだね。それで、外環の2の担当ではないんだね。外環の2の担当は都市整備局でしょう。それで、建設局がやって、一つの案だけ出したんですね。そうすると、少なくとも、複数の案を出してないうち

に事業認定、申請?

都は今、懇切丁寧にやったとおっしゃっているけれども、3月25日以降はやってないでしょう。これが一番新しい説明会でしょう。東京都としてよ。都はやってないよ、これは。だけど、その時にまだ、これは複数案をやらないで、最終案を出しているの? だから、都市基盤部と建設局と違うんだよ、言っていることが。

司会: はい、では東京都さん。

都: 先ほどご説明させていただいたとおり、事業認可を取らさせていただきました 1 キロ区間につきましては、3 月の末に事情を住民の方にご説明させていただきまして、こちらについては切り離してやるという形になり、残りの 8 キロ区間については引き続き、このプロセスに基づきやらせていただきます。

構成員B: 構成員Eさんがお聞きしていたのは、練馬区のステップを教えてって言ったはずなんです。僕ももっともだなと思い、聞いたんだけれども。

いや、それで僕は、後はこのステップがあるから、このステップをずっとやって から申請へ上げると思っていたんだけれども。それで、さっき聞いたら、複数案公 表のあたりまで練馬はやっているというのに、大泉のところは全然それをすっとば して申請へ上げたということになって、そういう理解でいいんですか。分かるよう にすいません。

司会者、僕の質問の意味、分かるでしょう。司会者。

都: いいですか。

司会: では、東京都さん、お願いします。

構成員B: 司会者が聞いて、都の答えた答え方が僕の質問に合っているか判断して聞いてく ださいよ。

都: この1キロ区間につきましては、3月末に事情を、皆様にご説明させていただき、 事業認可を取らさせていただいているところでございます。

司会: 静粛にお願いします。

構成員B: それでいいでしょう。司会者、それで都の答え、僕の質問に合っていると思う? もっとも? もっともですか。

司会: 説明会をして、要は手順を踏んでやりましたということですよね。

構成員B: 私が聞いているのは、このステップで、都は一番最初で、上から4番目だって言っていたわけ。

司会: それはだから、残りの練馬区の3.5キロでしたっけ、の部分ですよね。

構成員B: だから、それを、僕は練馬区の大泉の話しを聞いていて、上から4番目までやっていて、これは一番下なんだよね。

司会: だから、その1キロの部分が、特殊な事情があったということと理解しましたけれども。

都: いいですか、司会者。すいません。

司会: はい、では東京都さん。

都: 確かに、このプロセス、外環の2については非常に分かりにくくて、1キロを切

り離すということは分かりにくいかと思いますが、先ほどもちょっとご説明させていただきましたとおり、この1キロ区間についてはこのプロセスに基づかずにやるということをしっかりと、3月末に、残り8キロを切り離してやるため、事情を説明させていただきまして、事業化に進んだということでございますので、よろしくお願いいたします。

司会: はい、では構成員Eさん。そろそろ最終的な質問をして。

構成員 E: いや、そちらがもっと明確に答えてくれれば最終になっちゃうんですけれども。皆さんが質問しているのは、向こうの関連でいえば、切り離すのは切り離すでいいんですよ。切り離すのを、事業認可に関係する、利害関係人以外に、まだこの話し合いの会はもっと範囲が広いわけでしょう。話し合いの会では、ではその人たちに任せるということで切り離して、それぞれ事業認可に関係するところの利害関係人と、それは納得したから事業認可を取ったんだろうけれども。話し合いの会のもっと範囲が広いとこの人たちも、この部分に関しては、もうこの狭い範囲の関係人に任せるというふうになって、話し合いの会ではそこはお預けになったということ。要するに、了解したということなんですか。それをさっきから聞いているんだけれども。話し合いの会では、そこについて OK したんですか。切り離すということを。

司会: はい、では東京都さん。

都: 先ほどもちょっとご説明させていただいたんですが、練馬区の話し合いの会というのは、23 年 8 月に、もう終了しておりまして、こちらの部分の、練馬区における事業認可、事業化しますという説明会につきましては、今年の3月末にやっておりますので、現実的には、練馬区の話し合いの会では、そういう話はしていません。

構成員 E: 現実に終わったということは、その場がないんだから意見も聞きようがないということになるんだけれども、そういうことになると、この杉並区の会も終わっちゃったら、順次事業認可取って事業やっちゃうと。多分、皆さん反対すると思うんだけれども、そういうことになっちゃうんだよね。だからちょっと、もしそうであれば、話し合いの会のメンバーをもう1回集めてやるのではないですか。

だって、事情が変わったんだもん。事情が変わった場合にはこれ、法律には事情変更の原則といって、もう1回やらなければいけないんだ。そうでしょう。話し合いの会をやっている状況が全然変わっちゃったんだから。だから、終わってもまた集めればいいのではないですか。

司会: では、東京都さん。

都: ご指摘については、私どももしっかりと、重々受け止めていきたいと思います。 ただ現実的には、一番影響を受ける地域の方に、地権者以外の方も含めて集まって いただき、練馬区に関して、事業を切り離してやっていきますよという話について は、そこでしっかりとご説明してきたというふうに私ども、考えてございます。確 かに、話し合いの会の方に再度集まっていただいて事情を説明すべきだというご意 見はご意見として、今後、参考にさせていただきたいと思います。

司会: かなり堂々巡りになっていますけれども、違う話、どうですか。構成員 C さん。

構成員C: 私は杉並の人間なんですけれども、練馬の会合もできるだけ行くようにしています。それで、東京都の練馬に対する、住民に対してのこういう運び方、これは本当に何ていうか、一方的だなと思っています。

3月下旬、25、26日と2日間練馬で説明会がありました。この会合には、私は行 けなかったですけれども、後で聞いてみると、参加者は大分不満で、もう時間がき てぴしっと切っちゃって、いろいろ意見を求めている人がたくさんいたんだと。結 局は時間がきたから終わりだということにしてしまって、今のように単独に、練馬 だけは切り離してやるという話はなかったのです。都はあれですよね、検討のプロ セスというのは1週間前の武蔵野市の話し合いの会でも、3回も4回も使って言わ れていますね。東京都はこの検討のプロセスを、非常に重要視してやりますと。こ れを、練馬だけ、その1キロ区間だけは超法規でもって、これは例外だと。このス テップは4級飛び越しでやっちゃうんだと。これは全く許せないですよ。よくそう いう発想が湧くなと、こう思います。ですから、それは認められないと思います。 ですから、構成員Eさんは本当に練馬区で、住民はそういうことを希望したのか と、賛成したのかと聞かれていますよね。私から見ると、全然そういう確認がなか ったと思うんですね。そういう意味では、非常に一方的だと思います。それを言い たい。それから、一つ肝心なことは、今日の話いろいろ出ていますけれども、やは り私は構成員Eさんの言うとおり、本当にそのとおりだと思うんです。この外環本 線の大泉ジャンクションの広さは、約1キロ掛ける、平均して幅60メートル。で すから、1,000m掛ける60mで6万m2ですか。これだけの広い土地があるんです。 これに対し外環の 2 が出張っているのは、500m掛ける 7mだから、3,500m²。そ れだけの割合でもって、95%が大きな面積を占めてやっている。ですから、その面 積の中で道路が行き止まりになっちゃうとかいろいろあるなら、その中でなんとか、 支障のないように、国が対応の方針に書いてあるように、この中で配慮してやれば いいんですよ。外環の2を、冠を付けた道路をやるなんて、初めから外環の2の計 画通りの道路をここに造っちゃおうなんていうんだと、それはまだ認められてない し、この会でも、結果そういうふうにしてくださいとも決めてないし、だからそれ は、決まってからやればいいんですよ。それまでは支障のないように、本線区域の 中の道路を、それなりの道路機能を失わないようにして、何とかつないで使ってい ればいいのではないですか。それが、そのうちに外環の2が正式に決まればぴしっ とやるし、外環の2が決まらないなら、これを別の名前の道路にするか何かにした らどうですか?要は私が言いたいのは、今まで話をずっと聞いていると、外環の2 という冠は全然付ける必要なくして付けた。道路の問題はそうだし、それから、再 建の問題も、あくまでもこれは、法的に 2 段階に分けてやるとしているんだから、 今の現段階で本線のは決まった。だから、そこに掛かった人はまず、再建の手を差 し伸べる。それから、実はそれに掛かんないで、外環の2だったら掛かるという人 は、これからのタイミングでそれをやればいいのではないですか。それを一緒にや ろうとか、東京都さんが余計なことを考えすぎるんですよ。だから、私は国の対応

の方針は立派だと思いますよ。何とか自力で、東京都さんの、まさか外環の2に世話になろうなんて、夢にも思ってない。こういう決意があって、構成員Bさんがいろいろ聞いてくれていますけれども。ですから今回は、東京都の、もう本当に何を考えているのか、何としても冠を付けたい。いろいろ意味があるんだろうと思うんです。それでやったときは、今の話を聞いていて結局、どうしても外環の2という名前を付けない限り、この機能が回復出来ないとは思えないのです。さっき、二つの理由と言ったけれども、二つともつけなくたってできるんだと思うんですよ。おかしい。全然納得できないですよ。ですから今、もう1回あなたたちのほうで、何ていいますか、一応官報にも告示で出ていますけれども、取り下げてください。

司会: いや、はい、ではご意見として、分かりました。

構成員B: はい。ちょっと確認、最後。

司会: では、最後にしてください。

構成員B: 今指していた、構成員Cさんの地図を見ますと、土支田通りと井草通りというのは、外環本線のほうが、外環の2より幅員の幅が広いところにあって、外環の2が通っている、外環の2だけの場所ではないんだよね。だから、この地図を見ると、そこの地図でも分かりますけれども、何も外環の2ということを出してくる必要は全然ない。国だけでできる工事なんです。

だって、今言っているのは、都がさっきから説明しているのは、外環の2で引っ掛かる家はあるよ。引っ掛かる家はあるけれども、それは土支田通りでもなくて井草通りでもないんですよ。本来の目的というのは、井草通りと土支田通りの都道が使えなくなるから、それを都道として新しく造るというんだけれども、それは外環本線の買収地域の中でできる道路になっていますよ。これ、見れば分かるのではない?これは素人の質問なんですよ。だけど、玄人はそれをどう言いくるめるんだろうね。

司会: では、ご意見ですかね。

構成員B: 見てください、司会者、この地図。あそこにあるから見てくださいよ。合ってないんだもん。

司会: はい。先ほどから同じ話になっていますので。

構成員B: 同じではないって。答えが変だから再質問しているの。そうでしょう。

司会: いや、それはご意見として分かりました。

構成員B: ご意見ではないって。みんなそう言っているよ。

司会: 要は、私の理解は、杉並のこの会議には関係ないと理解しました。先ほど、杉並 区の方が発言されたので。

構成員D: それは意見ではない? 今の、意見でしょう。

司会: いや、意見ではなくて、そのようにお答えになったと思います。

構成員D: 関係ないんだったら、なぜあいさつで、冒頭にあいさつさせるの?関係ないんだったら最初の段階で、あいさつさせなきゃよかったじゃない、練馬の事業認可。 影響があるから言ったんでしょう。 司会: では東京都さん。

都: 先ほど話をさせていただきましたけれども、土支田通りと井草通りの機能をしっかり補償しながら、安全で快適な道路を造るためには、外環の2の線も含めてやらなければならないということでございますので、ご理解ください。

司会: はい。それでは、もうあと 15 分になってしまいまして。前回の議事録の確認は、 少なくともやっておきたいと思います。

構成員B: まだ、残り 4 項目の報告事項があって、これに対する質問を先にやるってさっき、司会者、言ってなかった?

事務局: では、次第2の、前回の議事録の確認をさせていただきたいと思います。

構成員B: 事務局、ちょっとだまって。

司会: はい、議事録の確認をしましょう。

構成員B: 反対だよ。

事務局: 前回の議事録と議事要旨について確認させていただきます。資料 5-1 および資料 5-2 をご覧ください。皆様に事前に送付して、内容をご確認いただき、修正のご指示に基づきまして、修正致しました。本日ご確認いただければ、案を取って、公表してまいります。確認のほど、よろしくお願いいたします。

構成員D: では、ちょっといい?

司会: 議事録。構成員Dさん、議事録ですよ。

構成員D: ええ、議事録に関して。私の発言が、16ページから18ページにかけてあるんですけれども、都の回答が、全く矛盾しているんですけれども、残念ながら事実として書いてあるんですよね。議事録は、私がうるさいからというんで正確に書いたんで、これは評価します。

ただ、議事録の内容に対して私は納得していないので。特に、都の話が全く矛盾だらけなんですけれども、残念ながら都は、矛盾って言葉は知らないようなので。ですから、私は後の段階で、4回に構成員から提出された資料の説明等の、ここできちっと説明します。議事録そのものは事実として認めますけれども、内容そのものについては、私は納得していません。

司会: はい、分かりました。それはご意見ですね。はい。議事録について、はい、構成 員Cさん。

構成員C: 中身ではないんですけれども、今日実は、傍聴者の方から言われて、「ああ、そうだな」と思ったんですけれども、議事録と議事要旨というのがありますよね。それで、5-1 のほうの議事録のほう、これは第 4 回何々というタイトルがあって、その下に議事録という言葉はないですよね。片っぽのほうは議事要旨がちゃんと出ていると。どうして出ていないんだろうかって、これは入れるべきではないですかということを傍聴者の方から言われて、「なるほど、もっともだ」と思うんですけれども、何か理由があって落としているんでしょうか。5-1 のほうにも、第 4 回何々の 2 行目に、議事要旨と同じように並べる格好で、「議事録」と入れたほうが分かりやすいのではないでしょうかという意見です。

事務局: はい、では事務局からです。申し訳ございません。「議事録」という言葉は、事務局のほうの手違いで抜けていましたので、議事録という文言を入れさせていただいて公表という形にさせてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

司会: まあ、そうですよね、はい。議事録に関して、では構成員Bさん。

構成員B: 単純な話なんですけれども、「構成員出席 16 名」というのは、都以下 6 名の代表も入っての 16 名ですね。それだけ確認。

それから、もう一つお願いしたいのは、議事録を見ていて、都の場合は都が代わりばんこに言うではないですか。そうすると、これを見ると「都」「都」としか書いてない。事務局が名前で書いてあれば、分かるけれども、他のみんな、構成員 \mathbf{A} ・ \mathbf{B} ・ \mathbf{C} ・ \mathbf{C} ・ \mathbf{C} ・ \mathbf{C} ・ \mathbf{C} のではないですかね。そのほうが分かりやすい。

それから、このやつを何回も出した場合には、どっかに発行日だとか入れといて くれないと。今日も議事要旨を差し替えられたけれども、どっちが正しいか、後で 分かんなくなるんですね。これは希望。

司会: はい。では、希望に対してお答えいただけますか。

事務局: まず最初にこれ、構成員の数ですけれども、行政も含まれている数です。2点目の都A・Bなんですけれども、これは都というような形で答えさせていただきますので、都を代表しているので「都」という形で表記させていただきたいと思っております。3点目の発行日なんですけれども、発行日というと、私どもでこの会の中に提出するのが本日11日なので、全てのものについて特段に日付等を付けているわけではなく、11日付で出させていただいているということになります。お願いします。

司会: はい、ではそういうことですね。

構成員B: 事務局さん、誤解あって、資料 5-2 ですけれども、例えば今回変わったのは、 議事要旨が二つできましたよね。送っていただいたやつと今日いただいたやつと。 だから、それが分かるような日付を付けてくれると。これとこれは廃棄してくださ いって言われたから、それで混乱しませんけれども、そのほうが親切だろうという ことです。

都: 司会者、ちょっと私のほうで答えます。いいですか。

司会: はい、東京都さん。

都: 最終的に発行は、皆さん、ご確認をいただいてから発行ということになりますので、発行日はそういう形になります。ただ、構成員Bさんのおっしゃるように、何個も送られてくるとどれが正しいのか、どれが最新なのか分からないというご指摘をいただきましたので、事務局のほうで、それが分かるような形でちょっと、改善を考えてみますので、よろしくお願いいたします。

司会: 議事録について、よろしいでしょうか。では議事要旨もよろしいですね。議事要 旨も含めてよろしいですね。

それでは、質問に対する回答はやりますか。すいません、では、残り 10 分とい

うことになってしまいましたので。

構成員B: 報告に対する質問をやっちゃ駄目ですか。

司会: 報告って何ですか。

構成員B: 都が四つしたじゃない。さっき、それをちょっとしようかなと。

司会: すいません、構成員Bさん、10分、残すことにしていて。

構成員B: いや、だけど別に上げ足をとるわけではないんですが、さっき一番最初に、都の質問4項目に関して先にやりましょうって、みんな賛成って言ったんですよ。それで、1個だけ済んだから、あと3個質問がありそうだって、僕が手を挙げようとしたら、議事録の確認だけ、時間がないから先にやったというんだけれども、ほかの3つは質問しちゃ駄目ですか。

都: あんまり屁理屈を言うつもりはないんですけれども、事業認可の話について、これはこの会の存続に関わる問題だということで、最初に挙げたということで私ども、認識しています。他について、別扱いですが、もう時間がないので、次第を残念ながら進められませんので、事務局のまとめもありますから簡潔に、できればご質問いただければよろしいかと思いますので、よろしくお願いいたします。

司会: では、もし簡潔にご質問されるのであれば。

構成員C: 四つの中の一つに、PI 委員の代理の話がありました。これは、構成員Hさんと、いつもペアを組んで頑張っておられた、いわゆるさくら町会のお2人ですけれども、何ていいますか、結論は、PI という専門職の立場を考えて代理は認めないということなんですね。

ですけれども、PI 会議でも、ちょうど 2006 年、6 年前になりますけれども、やはりあの PI 委員でさえ、本当は規約では、その前の PI 協議会、PI 協議員経験者でなければ駄目だという条件がルールにあるんですね。ですけれども、事務局の国と東京都が相談して、そのルールを曲げて、認めようということを、実際にやってのけたんですね。

そういう意味では、私が言いたいのは、先ほどの都の答えは、東京都はルールどおりやるんですと。1歩も譲れませんということなんです。でも、そういう PI 会議という大きな会議でも、そういうようなことを図ってくれたんで、そういうような都の広い裁量の中で、それは採用できたことではないかと思います。

決められたのでしょうがないと思っていますけれども、ぜひそういう前例が、そういうのがあるんですから。もう本当に、この会では欠席者が多く歯抜けの状態は寂しいです。1人でもそういう、出られないという方には代理の方を出していただいて、この会を盛り上げてもらうようなことを、事務局としても絶対やってほしいと思うんです。一つ、意見です。

司会: 分かりました。はい、意見ですね。構成員Bさんはどうなったんですか。はい。 簡単にですよ。

構成員B: 僕、やりましょうか。簡単にです。一番先に、外環の着工式のご報告がありましたけれども、杉並区はちょうど、定例区議会の初日なんですよね。聞くところによ

ると三鷹もそうだし、区議会の日程なんて、もう何カ月の前から決まっていると思 うんですが、区に打診して、わざとそういう日を選んだんですかね。何か、話を聞 くと、練馬区だけバス2台借り切って、区長以下、参加したという話なんだけれど も。

司会: はい。では、構成員Bさん、それでいいですね。

都: 東京都も主催者ですのでお答えさせていただきますが、決して、悪意を持って日程を設定したということではございません。残念ながら、杉並区の議会に当たったというのは、各自治体には大変申し訳なかったなというふうに感じております。申し訳ございません。

司会: はい。それでは、構成員Dさん、今の4点の話ですか。

構成員D: この会の進め方で、ちょっと私も普段から思っているんですけれども、あくまでも話し合いの会というのは、これは地域住民の意見を交換する場というふうに書いてあるわけなんです。ところが、始まればすぐに、東京都が建設ありきの説明会で、だらだらやるわけなんです。できるだけ時間を長時間を取って、うるさい連中の意見は発表させないという。

結局、一番のその時の問題が、たたき台の案というものを出しながら。たたき台というのは、自由に皆さんが。それを採用するかしないかは自由なんですよ。ところが、たたき台の案を基本方針として確立させて、それを強引に進めさせる。今、司会者もうなずいていますけれども、非常にまずいですよね。

司会: いやいや。

構成員D: いや、これを、常に都は守っているわけです。ですから、私が今、はっきり言いたいのは、東京都の職員というのは、私は中立であるべきだと思うんです。都の職員の服務規程にも、全体の保護者と書いてあるんです。ゼネコンの代理人ではないです、あなたは。

ところが、現実には、とにかくいつでも、道路建設の推進という形で、あなたは 非常に頑張っている。それは評価します。ただ、私とすれば、地域住民の意見の交 換って場が、これは完全に失われているんです。それははっきりいって、司会者の 責任は非常に重い。

司会: 分かりました、すいません。

構成員D: ですから、今度は十分、何ですか、中立というか。ですから私は、都の職員の方と か都の事務局の方というのは参考人として、控えめに、あくまでも意見を求められ たときに……。

司会: というか、質問されるので、私も答えているんですよ。

構成員D: いやいや、ですから、先生と同じ立場で、都の職員の方も抑えるように、控えめ に、今後は。

司会: 分かりました。

構成員D: 冒頭から、だらだらいつでも説明される。これは、はっきりいって、この会は説明会ではないんです、工事建設の。

司会: この前、長い説明があって、私も、もうちょっと短くやってほしいということは 言ったんですけれども、分かりました、そこは。

構成員D: ええ。ですから、今後できるだけこの会を機能的にまとめるためには……。

司会: 分かりました。それでは、すいません、まとめに入らないといけなくなってしまいまして。すいません。議事が全然進まなくて、申し訳ない。

事務局: はい。事務局からまとめです。本日のまとめですけれども、本日は、練馬における地上部街路の一部事業認可に伴う議論について行いました。

本日、次第でいいますと、2番目の議事録・議事要旨の確認。資料の5-1、5-2 を確認していただきました。次回は、この次第の3の、質問に対する回答から始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。次回の開催時期ですけれども、これまでと同様に日程調整をさせていただきたいと思います。

あと、最後に傍聴者の方も含めて、ご意見カードの記入・提出をお願いしております。提出は、出口にボックスを置いてありますので、そちらに入れていただきますよう、お願いいたします。

構成員B: 最後に希望。

司会: それでは、どうもありがとうございました。

構成員B: これは早く送ってよ。土曜日に来て、読めないよ。

司会: でも……。

構成員B: しかも、土曜日の午後にきて、日付は5日になっているんだよ。うそだよ、これ。

司会: はい、分かりました。私も……。

都: できるだけ努力いたします。

司会: 非常に疲れた顔をして座っているのを、私もよく見ているので、それは努力していただきます。

構成員B: しかも、5日日付でやるなんてペテンだよ。郵便局に持ち込んだの、6日でしょう。5日日付で6日の夕方来て、今日までに読んでこい?

司会: でも、非常に努力してされているのも事実だと思いますので。

都: 努力いたします。

司会: はい、ではおしまいにいたしましょう。おしまいにします。

構成員C: ちょっと一言。

司会: では、一言。本当に一言ですよ。

構成員C: さっきの四つの報告の中で、最後が日程調整。今の日程調整なんです。それで、今回は今日、11日になったわけですけれども、たまたま我々のグループで、構成員日さんが町会長で、今日は防災の大きな行事があるんで何とか避けたいと×を付けて出して、構成員日さんも何か別な用事で×をつけて出している。それが二つとも×がついているのに今日になったと。本人には何の連絡もなくて、開催通知が来たら11日だと。これはあんまりにも失礼ではないかと思うのです。聞くと、いちいち連絡ができるかと、こういうような話があったんで、ちょっとその辺は、何か構成員日さんの話だとPI会議でも、一人一人電話でそういうずれちゃったのを調整

したって聞いています。それをよくこれから、そういうことを見ならっていただいて、お願いします。

司会: はい、ご意見ですね。ただ、これだけの人数がいると非常に大変だというのもよく分かりますので。

都: ではちょっと。先ほど、冒頭に、私ども、しっかりそういうことに関してやっていきますということで、事務局を代表して説明させていただきましたので。まだまだ至らない点もあるかと思いますが、しっかりとそういう点については、努力していきますので、ご理解いただきたいと思います。

司会: それでは、日程調整も含めて、よろしくお願いします。では、おしまいにしましょう。

構成員H: 大体何月? 来年の何月とか。

都: 年末は基本的にまずいですよね。ですので、年明けして。年明けすぐもまずいですよね。そのような感じで考えてはいます。年明けがよろしいですか。またご連絡して調整させていただきますので、よろしくお願いします。どうも、今日はありがとうございました。